

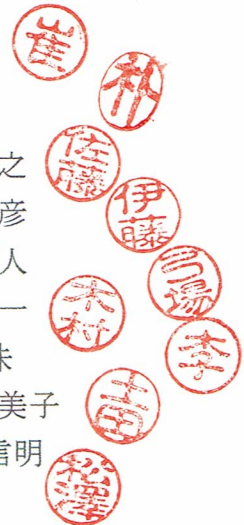
2014年(ワ)第2146・5824号 原発メーカー損害賠償請求事件
原告(選定者) 朴 鐘碩、崔 勝久ほか
被告 株式会社 東芝 ほか

弁論分離を求める意見書

2016年 1月27日

東京地方裁判所民事第24部D係 御中

選定当事者 崔 勝久
朴 鐘碩
佐藤 和之
伊藤 明彦
弓場 彬人
木村 公一
李 大洙
土田 久美子
松澤 信明



選定者は、被告株式会社東芝(以下、被告東芝とする)の平成28年1月20日付け原告唯野らからの弁論分離の上申に対する反対意見書に反論し、次の通り弁論分離を求める意見を申し述べます。

なお、略称については、従来例によります。

1. 被告東芝は、原告唯野らと原告朴らとの請求について、両者は「原賠法の法原則を無視して、同法によりその責任が制限された原発メーカーの責任を追求するというもので、いずれも、原賠法の合憲性を含む同法の解釈を争点とするものであるから」、「具体的な事実審理をするまでもなく、認められる余地のないものであり」「両弁論を分離することなく、速やかに弁論を終結の上、原告らの請求を排斥されるべきである」と主張します。

2. しかし被告東芝の主張は原告朴らが主張する準備書面の趣旨を完全に読み違えているとしか言いようがありません。原告の精神的損害を訴えるということでは、原告唯野らの主張と私たちとは違いがありません(訴状64ページ参照)。ただし原告唯野らは原賠法の「責任集中」制度が違憲であり、適用違憲の場合でも、原賠法の「故意」「求償」あるいは「原子炉の欠陥」を根拠に、原子力事業者の「無資産」を主張して原告の「代位請求」を主張しています。

3. それに対して原告朴らは、「私たちは、原賠法を介さずとも、被告原発メー

カーは民法709条の不法行為や製造物責任法の欠陥(危険)責任を問われるべきであると考え、世界中の選定者・原告及び憲法学者や原発による精神的損害を証明する各分野の研究者の証拠論文・証言によって原発メーカーの責任をあきらかにしていきます。」(「第一準備書面の陳述書より」と述べることで、違憲論や原賠法の法律論のやりとりではなく、最初から具体的な事実審理を要求しています。

4. 原告唯野らは原告を5分類し精神的損害による賠償金を請求するものの、そのことの中身の実証よりむしろ原賠法の違憲性や、違憲でない場合(適用違憲)の法律論を重視します。しかし私たちは、放射能に対する「不安」と「恐怖」が憲法や国際法が保障する基本的人権を犯すと捉え、それがいかに具体的、客観的な事実に基づくものなのかの立証に励みます。このように原告唯野らと私たち選定者とは法廷での審議の進め方の方針が全く異なります。したがって精神的損害に対する賠償金も異なっています。分離裁判をすることによってむしろ、「審理の複雑化」や「無用な負担」をなくす、訴訟の合理化に寄与します。

5. 以上、原告唯野らと原告朴らはメーカー訴訟の進め方が異なるため、既に決定された第4回口頭弁論(3月23日)の後、第5回口頭弁論からは弁論を分離していただくことを願います。精神的損害を立証する証拠論文、証言の内容は追ってお知らせします。また、被告弁護団の準備書面に対する反論は次回口頭弁論までに提出します。